

第3部 男女共同参画に関する主な指標等

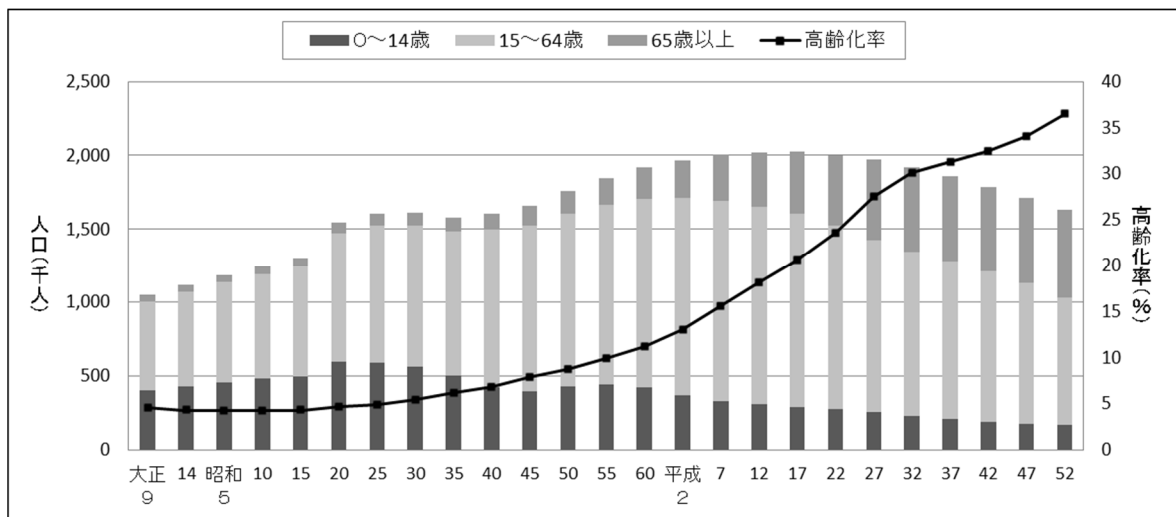
1 男女共同参画をとりまく状況

国勢調査によると、群馬県の人口は、平成17年から減少に転じています。晩婚化、未婚化が進む中、合計特殊出生率はこちら数年増加の傾向にあるとはいえ、人口を維持するために必要な水準を下回っており、今後長期的に人口減少と高齢化が続くと予測されます。その結果起こると予想される、家族形態の変化や深刻な労働力不足に対応するためにも、男女共同参画の推進が求められています。

(1) 群馬県の年齢区分別人口と高齢化率の推移

国勢調査では、本県の生産年齢人口(15～64歳)は、平成12年以降減少しており、今後も減少していくことが予想されます。

一方、老年人口(65歳以上)は、昭和25(1950)年以降急速な増加を続け、平成22(2010)年には昭和25年の6倍を超える47万520人となりました。県の総人口は昭和25年の約1.25倍であることから、老年人口の増加がきわめて急速であることがわかります。

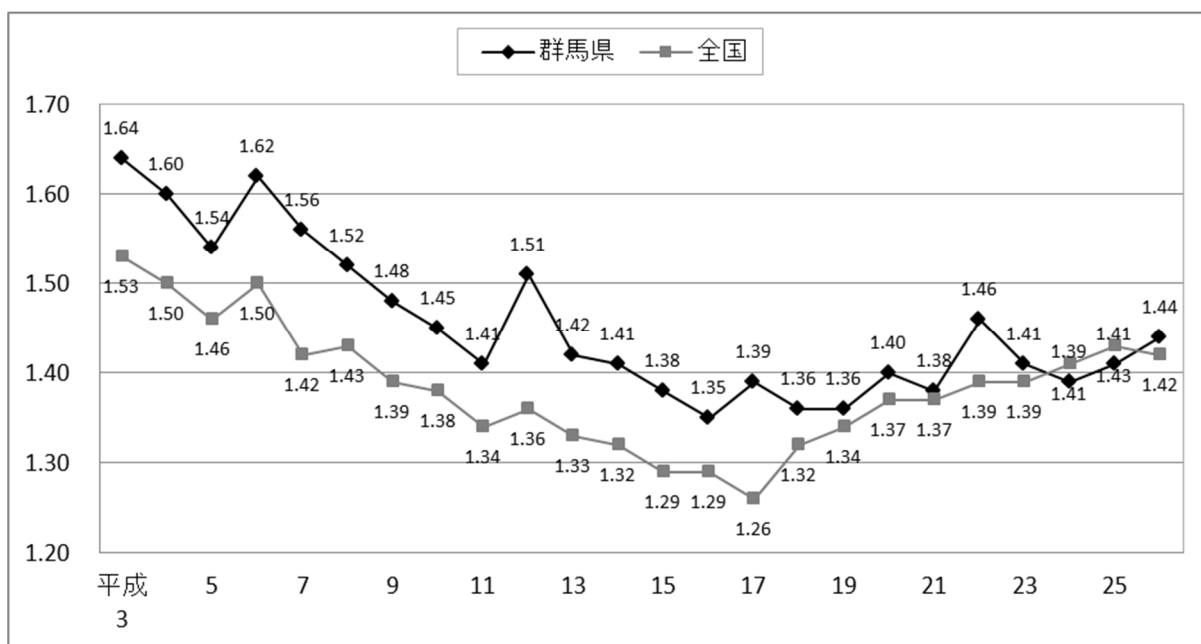


資料出所：平成22年以前は総務省「国勢調査」、平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」(平成25年3月推計)

(2) 合計特殊出生率の推移

一人の女性が生涯に生む子どもの平均の数を表す合計特殊出生率は、本県、全国ともに、近年は増加傾向にあります。

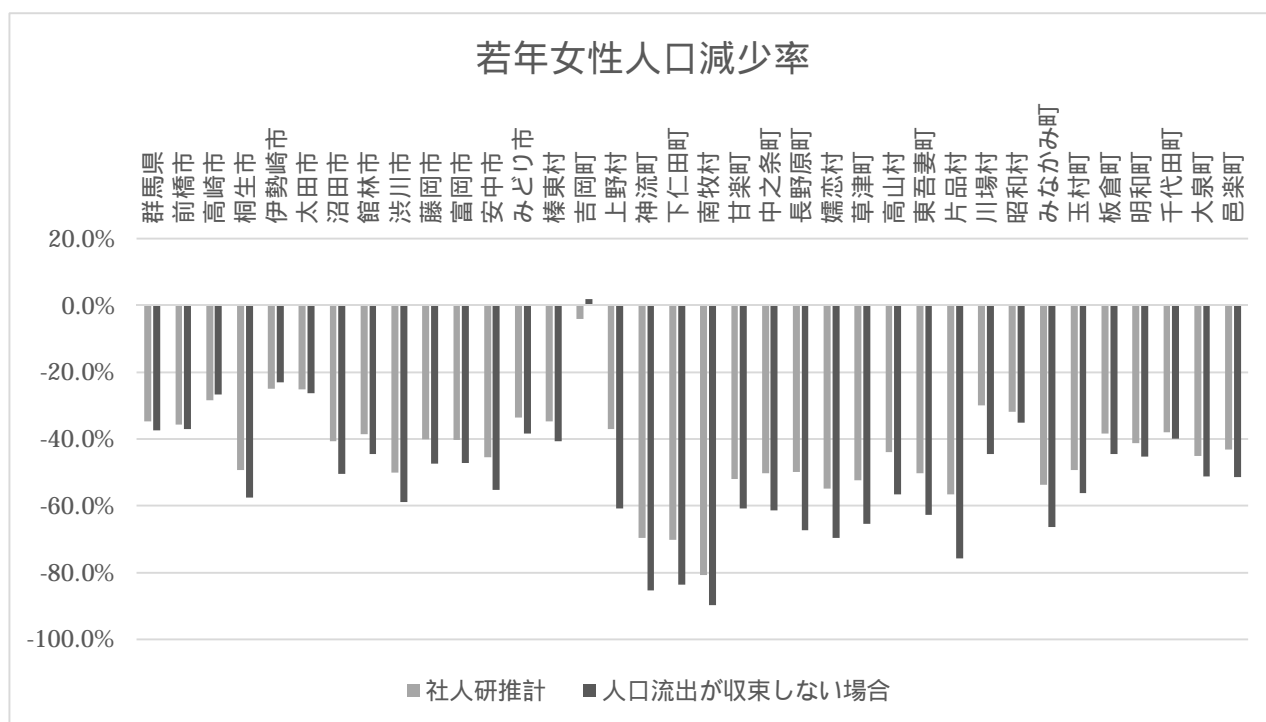
本県は常に全国平均を上回る数値で推移していましたが、平成24年にはじめて全国平均を下回りました。平成26年は1.44と回復し、全国平均1.42を上回りましたが、依然として現在の人口を維持するために必要とされる2.07(人口置換水準)を大きく下回っています。



資料出所：厚生労働省「人口動態統計」、国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

(3) 日本創世会議・人口減少問題検討分科会の将来人口推計

人口減少は日本全国で深刻さを増していますが、本県においても人口減少は続いており、日本創世会議の公表資料では県内20市町村が将来的に消滅する可能性があるとして分類されるなど、人口減少問題は喫緊の課題となっています。



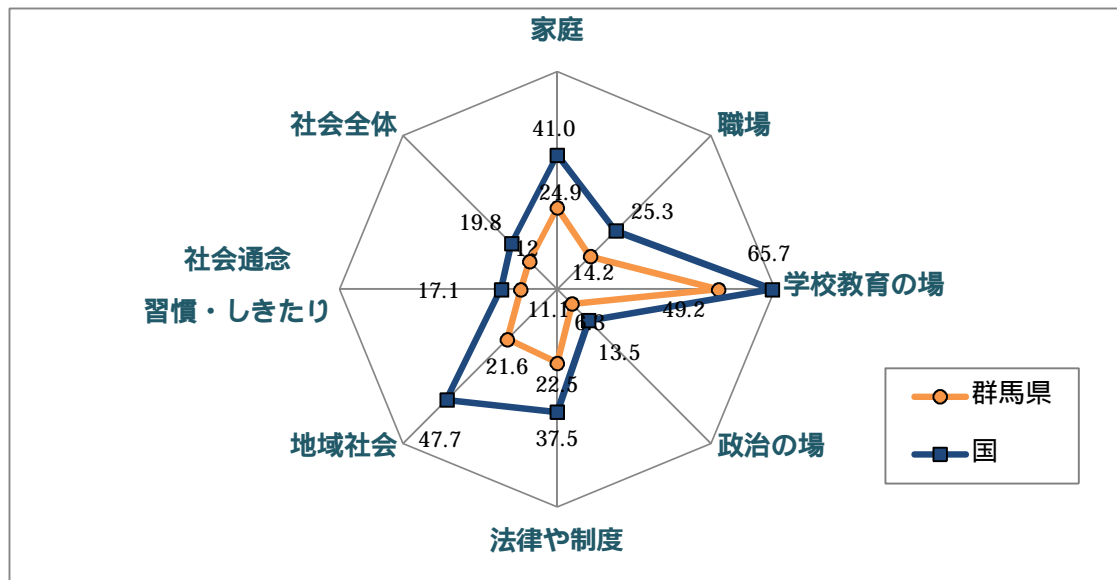
資料出所：日本創世会議・人口減少問題検討分科会発表資料より作成（2014年）

2 制度・慣行の見直しと意識の改革

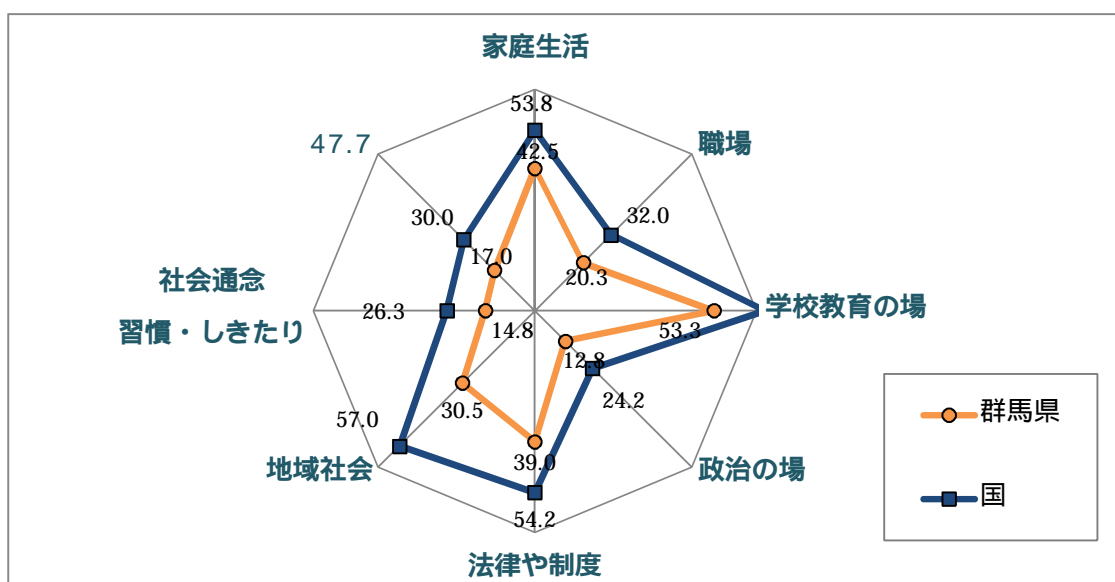
社会の様々な領域における制度や慣行の中には、根強い固定的な性別役割分担意識が残り、各人が個性と能力を発揮することを妨げている場合があります。このような制度・慣行の見直しと、「男女共同参画」についての正しい理解を進める事が、男女共同参画社会づくりを進める上で重要です。

(1) 分野別男女の地位が平等と感じている人の割合

意識調査の結果からは、調査したいずれの分野においても男性よりも女性の方が平等と感じている割合が少なく、また、国との比較では、男性も女性も全国平均より平等と感じる割合が少なくなっています。



分野別男女の地位が平等と感じている人の割合 (H26年度 女性)



分野別男女の地位が平等と感じている人の割合 (H26年度 男性)

資料出所：群馬県「男女共同参画にかかる県民意識調査(平成26年度)」
国「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成24年度)

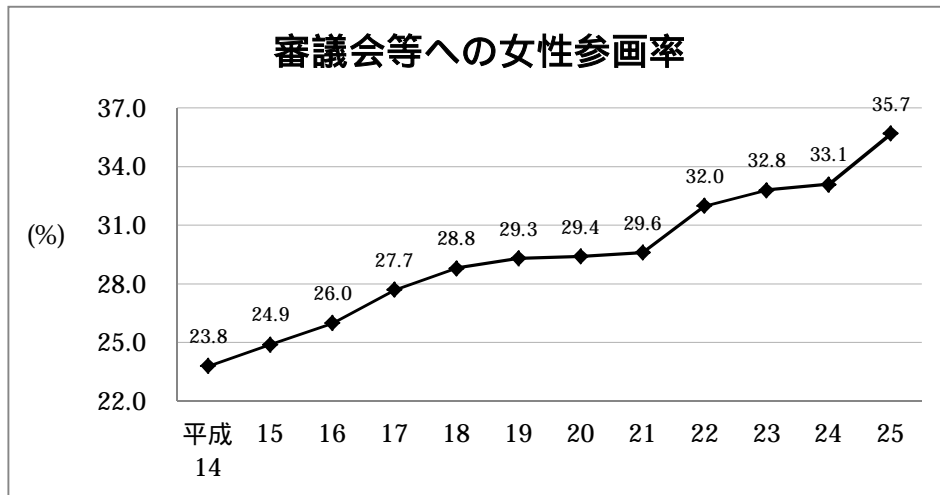
3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

現在、様々な分野への女性の参画は拡大傾向にあります。政策・方針決定過程に参画する女性は、まだ少ないのが現状です。男女共同参画社会の形成にあたっては、男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に参画していくことが重要です。

(1) 県の審議会等への女性の参画状況の推移

県の審議会等に占める女性の割合については、「群馬県男女共同参画基本計画（第3次）」において、目標を「平成27年度までに35%」と設定しています。

女性の参画率は毎年増加しており、平成25年度には35.7%となり、目標値を達成し、引き続き取り組みを進めています。



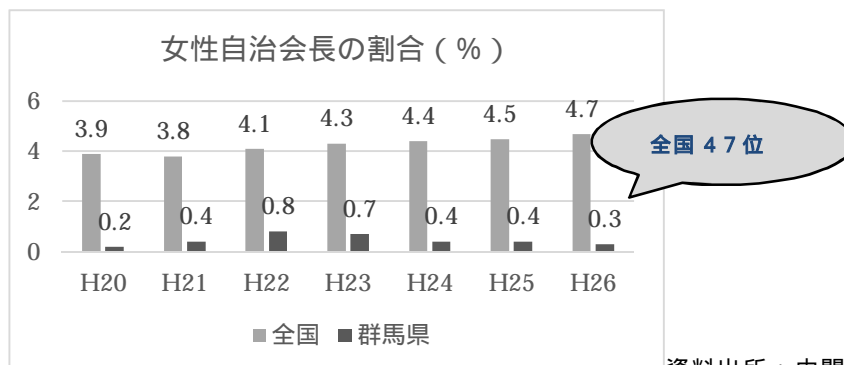
資料出所：群馬県人権男女共同参画課調べ

4 地域活動への女性の参画の拡大

活力ある地域づくりのためには男女共同参画の視点は欠かせません。少子高齢化が進み、地域における人々のつながりの希薄化や社会環境の変化の中で、地域力を高めていくためには、女性も男性も個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域を形成していくことが重要です。だれもが活躍し、安心して暮らせる社会にするために、男女共同参画の視点に立った協働、参画型社会を推進していくことが必要です。

(1) 県の女性自治会長の割合の推移

県の自治会長（区長）の女性割合は平成26年度調査で0.3%と全国平均の4.7%に比べ低い状況にあります。全国順位も平成24年度から3年連続で最下位となっています。



資料出所：内閣府調査 (H26)

5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

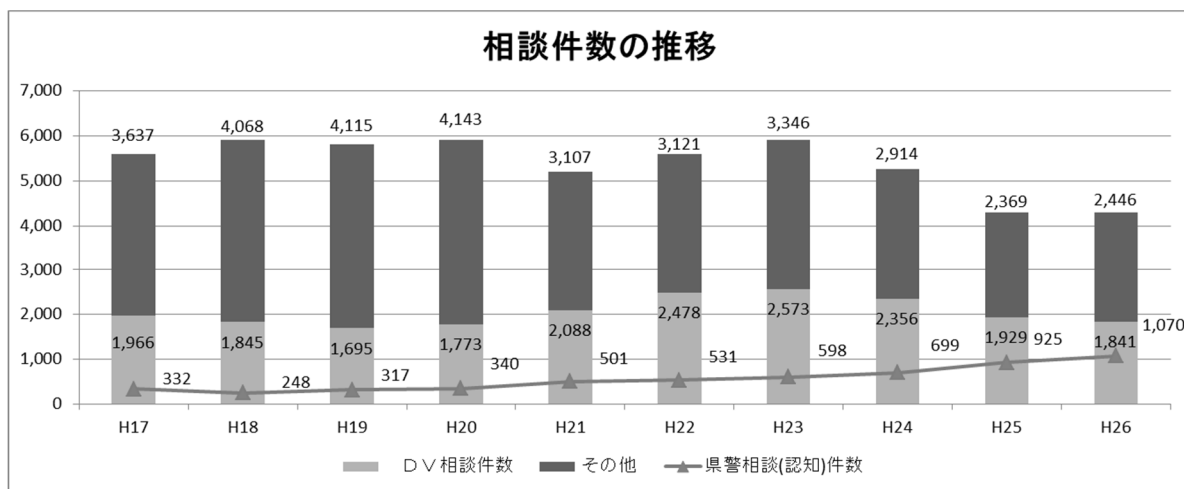
女性に対する暴力（配偶者・恋人からの暴力（DV）、性犯罪、ストーカー、セクシュアル・ハラスメントなど）は女性の人権に対する重大な侵害であり、その根絶は男女共同参画社会を実現するためには必ず達成しなければならない重要課題です。

DV被害者からの相談件数は増加傾向にあります。暴力を受けても誰（どこ）にも相談しない被害者が多いのが現状です。

（1）相談件数の推移とDV相談の状況（群馬県）

県の女性相談センターに寄せられた、DV相談の件数は、2千件前後で推移しています。

一方、警察が受けた相談件数は、平成21年に急増し、500件を超えた後、さらに増加の傾向にあり、平成26年は1,070件となっています。

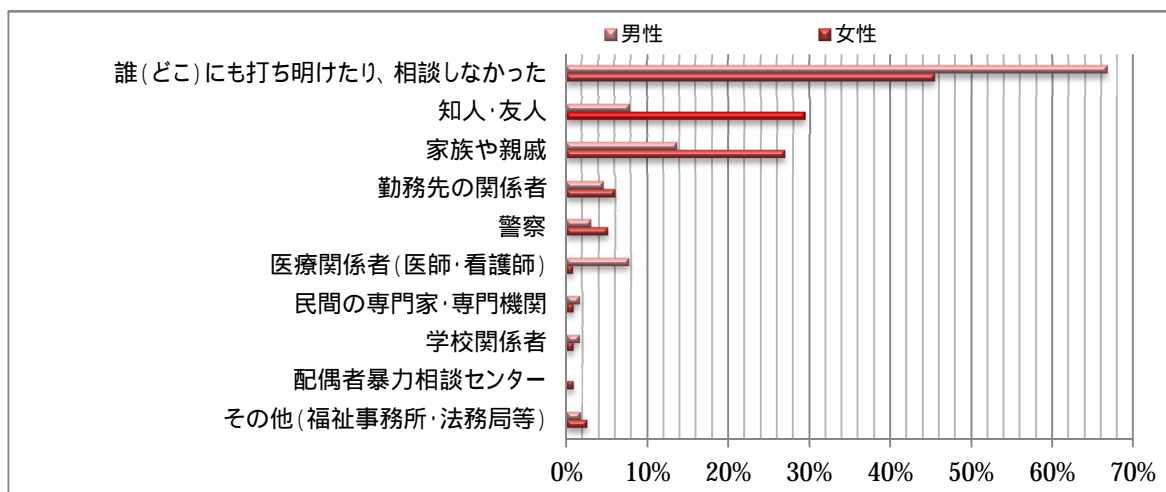


女性相談センターは年度、警察は暦年で集計

資料出所：群馬県人権男女共同参画課調べ、群馬県警察本部調べ

（2）暴力被害者の相談状況（群馬県）

夫婦・恋人間で暴力被害を受けて、「誰（どこ）にも相談しなかった」は53.6%で過半数を占めており、男性については約7割が相談していない状況です。また、公的相談窓口へ相談した人の割合は極めて少数となっています。



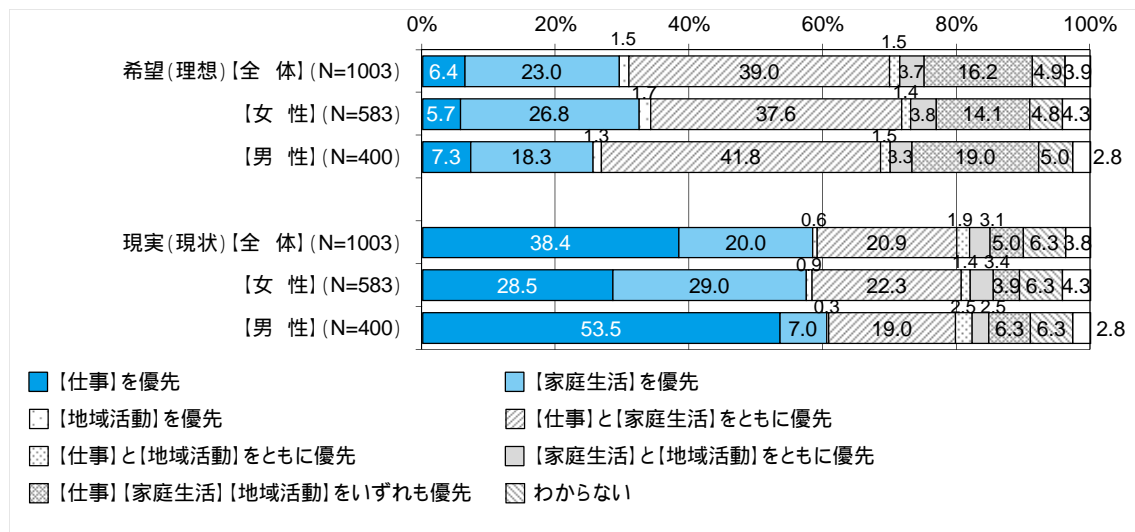
資料出所：群馬県「男女共同参画にかかる県民意識調査（平成26年度）」

6 家庭・雇用の場における男女共同参画、仕事と生活の調和

少子高齢化の急速な進展による人口構成の変化や経済社会構造の変化等を背景に、女性の就業が期待される傾向が見られ、これまで以上に女性が働く環境の整備や、男性の職場中心のライフスタイルからの転換が求められています。長時間労働の抑制、仕事と家庭の両立支援を進め、特に育児や介護などを行いながら、仕事を続けたいと願う男女が、多様な働き方を選択できる支援策を進めていく必要があります。

(1) 仕事と生活の調和(群馬県)

仕事・家庭生活・地域活動の優先度の理想と現実について、男女とも希望するのは「仕事と家庭生活をともに優先」(男性41.8%、女性37.6%)がそれぞれ約4割で最も多くなっています。しかし、現実としては、女性は「仕事を優先」「家庭を優先」がそれぞれ約3割、男性は「仕事を優先」が5割以上となっており、理想と現実が一致していない傾向がうかがえます。

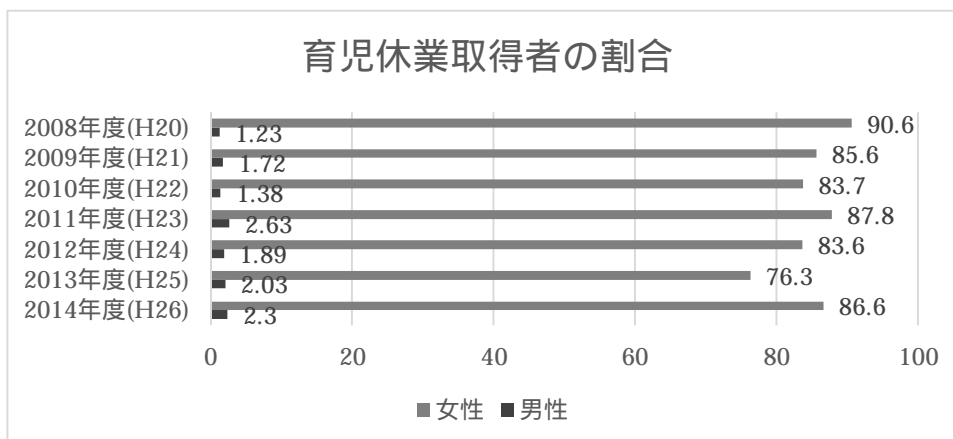


資料出所：群馬県「男女共同参画にかかる県民意識調査(平成26年度)」

(2) 男性の育児休業取得について

平成26年度に実施した調査では、男女とも「男性もできれば取得する方がよいが、環境が整っていない」(男性72.3%、女性73.1%)が7割以上で特に高く、次いで「男性も積極的に取得する方がよい」(女性19.0%、男性18.0%)が約2割となっています。

全国の取得状況は次のとおりです。



資料出所：平成26年度雇用均等基本調査(速報)(厚生労働省)